



# 佐久平土地改良区情報

令和4年 7月発行 第77号

## ○ 令和4年度 経常賦課金の納入について(お願い)

- ・ 土地改良区の運営 及び 施設の維持管理・修繕に係る 経常賦課金(第1期賦課金)の納入期限は 令和4年8月1日(月)です。
- ・ 口座振替の方は納期限日に口座振替を行いますので、前日までに口座残高の確認を、現金納付の方は、納期限までの納入をお願いします。
- ・ 期限までに 納入のない場合、督促等 別途 賦課金から 余分な支出負担が必要となり、適正な賦課金運用の支障となります。納入期限を厳守して下さい。
- ・ 令和元年 台風19号災害より、耕作できない状況にあった農地を対象に、経常賦課金のうち維持管理費分について減免してきましたが、本年度より 賦課金の減免はありません。

## ○ 令和4年度 経常賦課金の賦課基準は次のとおりです。

賦課基準(10a当り)

地区名	経常賦課金(第1期賦課金)			備考
	共通経費	維持管理費	計	
佐久平1	1,500円	950円	2,450円	
佐久平2	1,500円	1,650円	3,150円	
平賀	1,500円	750円	2,250円	
大沢	1,500円	950円	2,450円	
中込	1,500円	500円	2,000円	
日向	1,500円	1,950円	3,450円	
瀬戸原	1,500円	300円	1,800円	
瀬戸	1,500円	750円	2,250円	
竹田ポンプ場	円	3,000円	3,000円	

## ○ 【組合員名簿 兼 土地原簿】記載内容の確認のお願い

- ・ 【組合員名簿 兼 土地原簿】の記載内容を必ずご確認下さい。組合員資格(氏名・住所・連絡先)及び所有農地情報が現状と異なる場合は、【組合員資格得喪通知】による変更手続きが必要になります。早急に事務局にご連絡下さい。

## ○ 令和4年度 一般会計 予算の概要

- ・ 令和3年度より複式簿記会計へ移行となり、一般会計及び佐久平1地区 ほか9地区を特別会計としていましたが、令和4年度より 9特別会計を廃止し、一般会計へ集約することとしました。  
令和4年度の一般会計 予算の概要は下記のとおりとなります。

【収入の部】		(単位:千円)	【支出の部】		(単位:千円)
款	予算額		款	予算額	
1 土地改良事業収入	40,355		1 土地改良事業費支出	17,452	
2 付帯事業収入	870		2 一般管理費支出	26,444	
3 特定資産運用収入	1		3 借入金返済支出	5,301	
4 補助金等収入	138,856		4 支払利息	276	
5 雑収入	922		5 土地改良施設建設仮勘定取得支出	147,800	
6 基本財産取崩収入	0		6 基本財産積立支出	0	
7 特定資産取崩収入	53,202		7 特定資産積立支出	47,764	
8 繰越金	17,361		8 繰越金	3,070	
収入合計	251,567		9 予備費	3,460	
			支出合計	251,567	

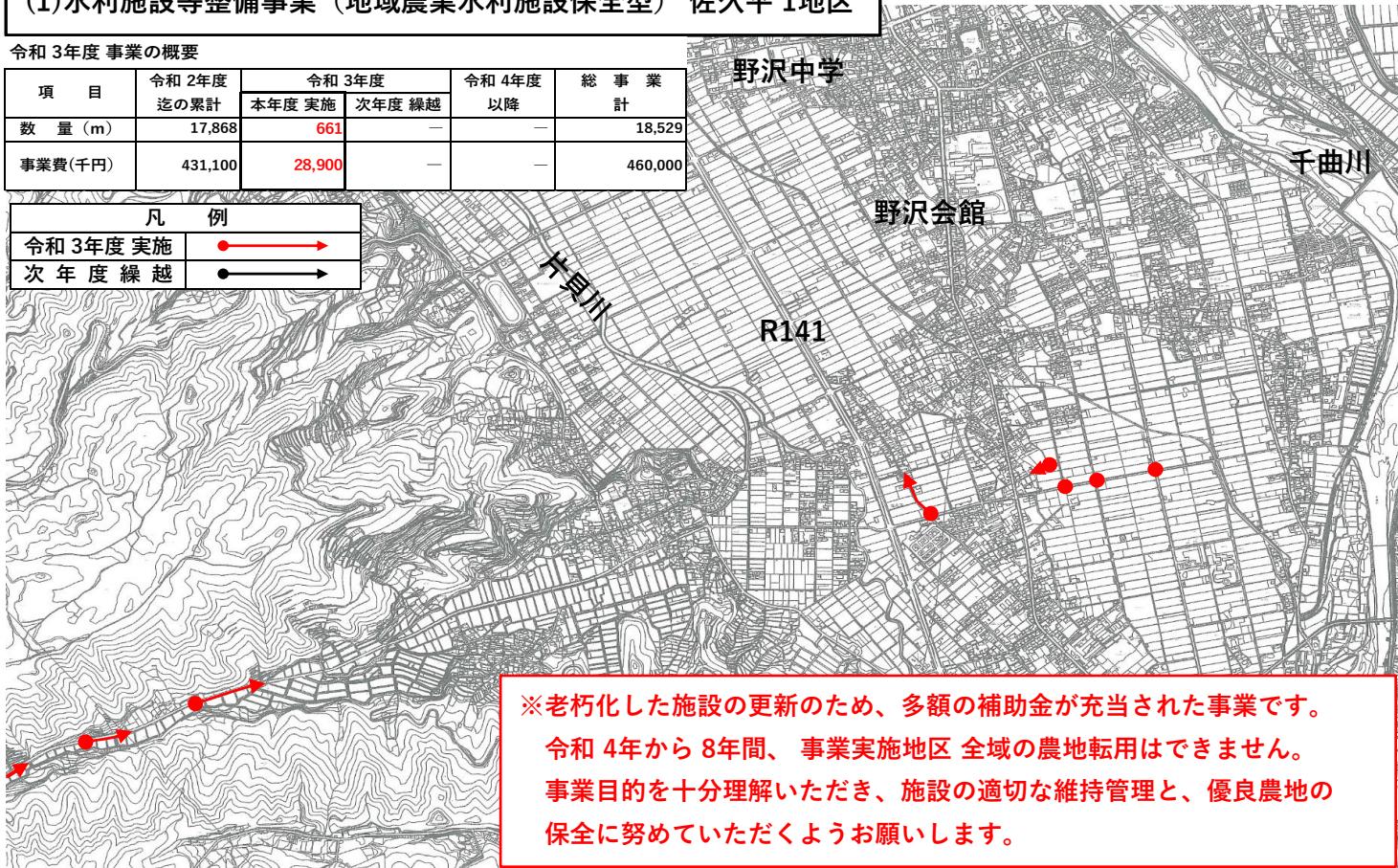
## (1)水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）佐久平1地区

令和3年度 事業の概要

項目	令和2年度 迄の累計	令和3年度		令和4年度 以降	総事業 計
		本年度実施	次年度繰越		
数量(m)	17,868	661	—	—	18,529
事業費(千円)	431,100	28,900	—	—	460,000

## 凡 例

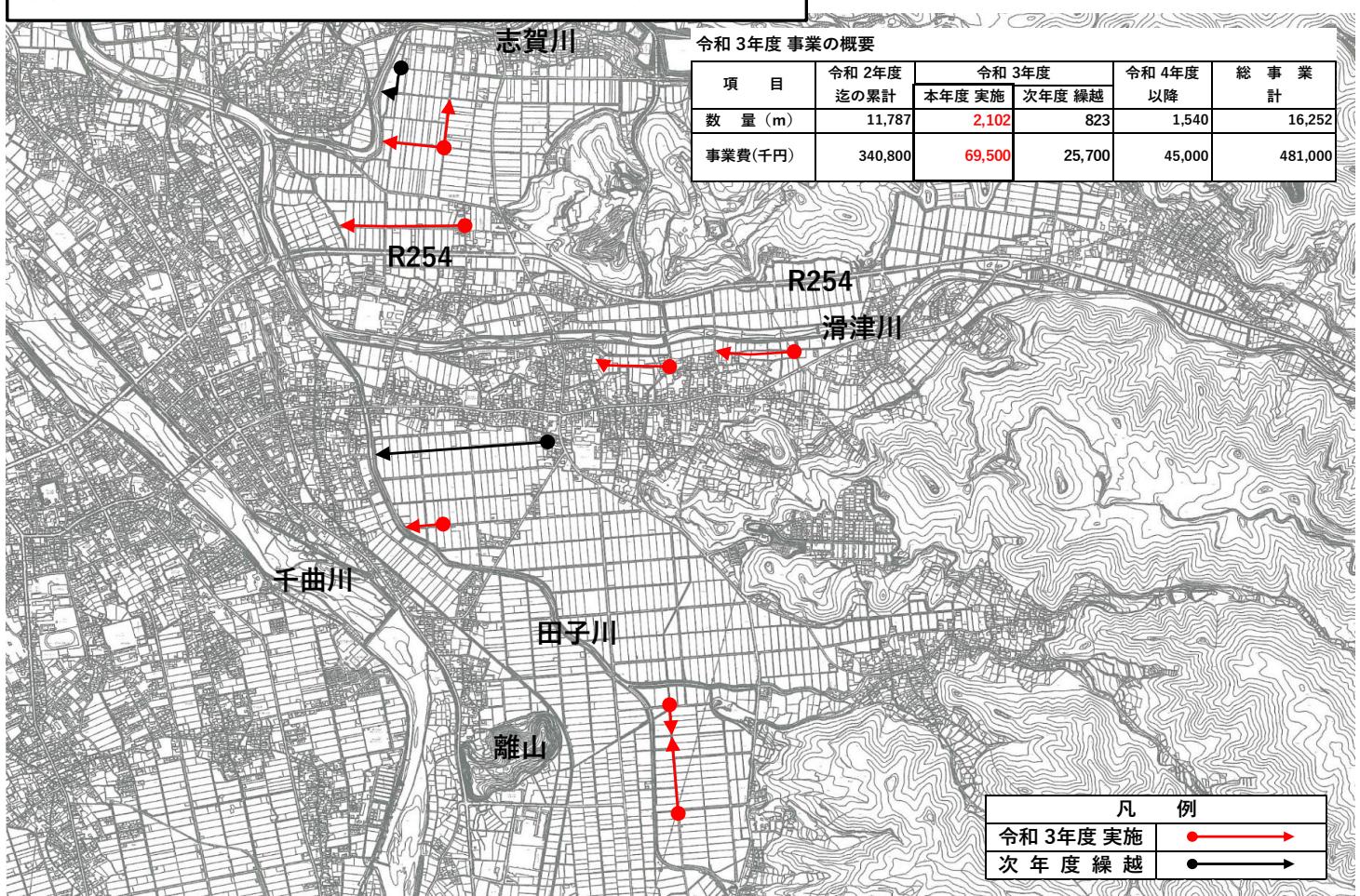
令和3年度実施	● →
次年度繰越	● →



## (2)水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）平賀地区

令和3年度 事業の概要

項目	令和2年度 迄の累計	令和3年度		令和4年度 以降	総事業 計
		本年度実施	次年度繰越		
数量(m)	11,787	2,102	823	1,540	16,252
事業費(千円)	340,800	69,500	25,700	45,000	481,000



## (3) 農地耕作条件改善事業 佐久平 2地区

## 令和3年度 事業の概要

項目	令和2年度 迄の累計	令和3年度		令和4年度 以降	総事業 計
		本年度実施	次年度繰越		
数量(m)	265	160	—	—	425
事業費(千円)	24,000	15,000	—	—	39,000

## 凡 例

令和3年度実施

次年度繰越

※老朽化した施設の更新のため、多額の補助金が充当された事業です。

令和4年から8年間、事業実施地区 全域の農地転用はできません。

事業目的を十分理解いただき、施設の適切な維持管理と、優良農地の保全に努めていただくようお願いします。



## (4) 農村地域防災減災事業（農業水利施設危機管理対策）野沢 2地区

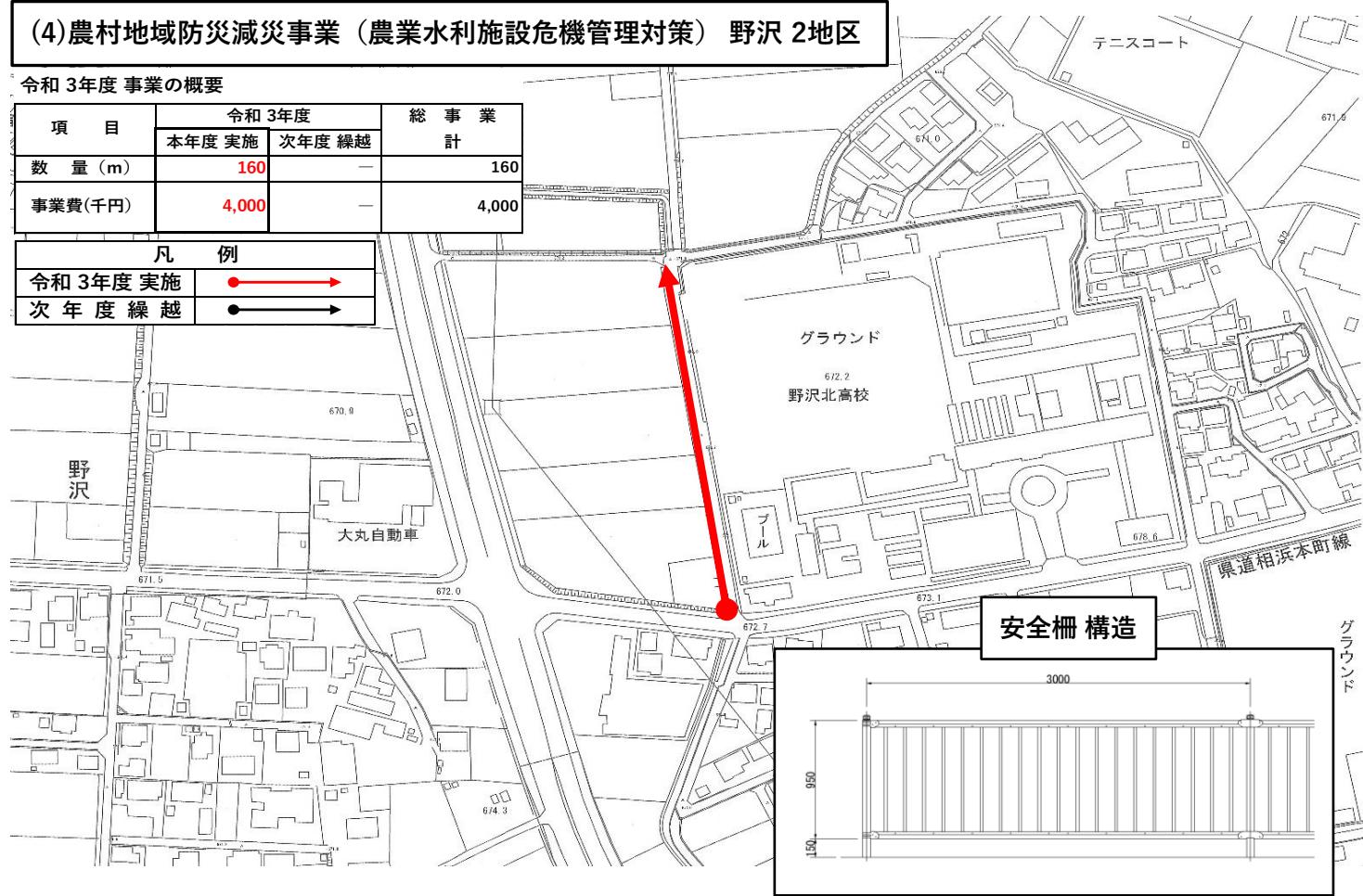
## 令和3年度 事業の概要

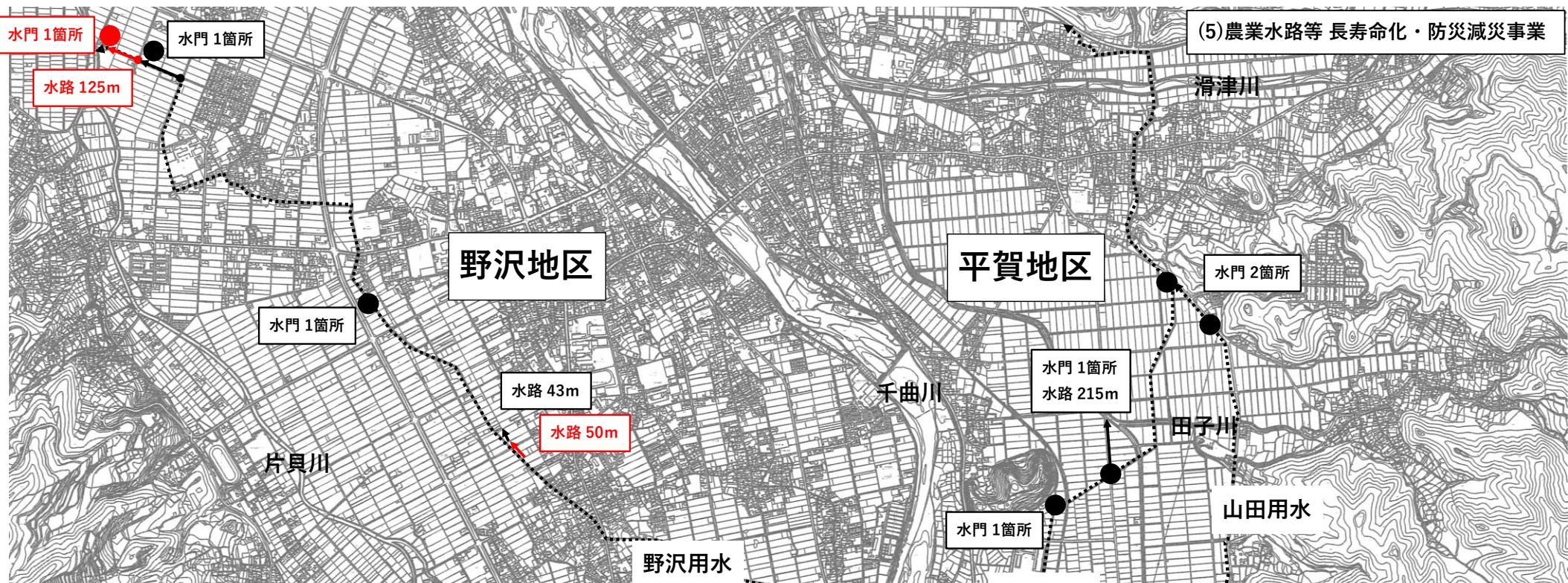
項目	令和3年度		総事業 計
	本年度実施	次年度繰越	
数量(m)	160	—	160
事業費(千円)	4,000	—	4,000

## 凡 例

令和3年度実施

次年度繰越





野沢地区 令和3年度 事業の概要

項目	令和2年度 迄の累計	令和3年度		令和4年度	総事業 計
		本年度 実施	次年度 継越		
水門改修(箇所)		1	4	2	7
水路改修(m)	43	174	239		456
事業費(千円)	7,400	17,500	19,500	13,100	57,500

平賀地区 令和3年度 事業の概要

項目	令和2年度 迄の累計	令和3年度		令和4年度	総事業 計
		本年度 実施	次年度 継越		
水門改修(箇所)		2	6	3	11
水路改修(m)	0	180	343		523
事業費(千円)	0	23,000	22,500	22,000	67,500

凡 例		
年 度	水 門	水 路
令和2年度迄実施済	○	● →
令和3年度 実 施	○	● →
令和4年度実施予定	●	● →

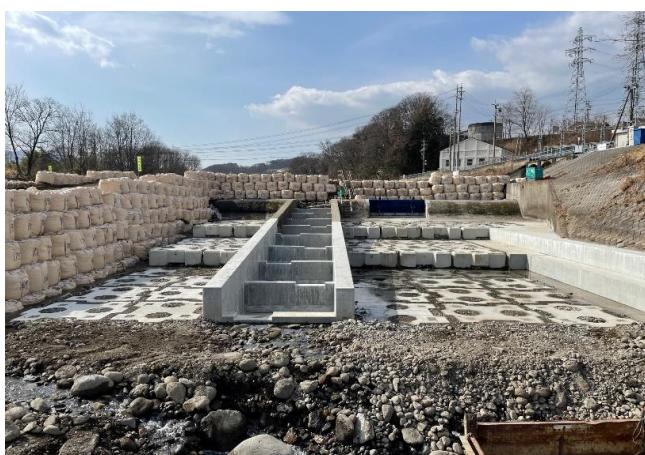
## (6) 土地改良区単独工事（事業費 10万円以下はその他として記載）

地区名	事業件数	事業内容	事業費(円)
運営費	計 1 件	その他 1件 水門補修	38,500
佐久平1	計 3 件	取出町 2件・前山 1件	847,000
佐久平2	計 8 件	跡部 1件・根岸 4件・伴野 1件・その他 2件	2,376,000
平賀	計 7 件	平賀 5件・常和 1件・清川 1件	2,629,000
大沢	計 2 件	十二滝 2件	803,000
中込	計 1 件	杉の木 1件	70,488
瀬戸	計 1 件	その他 1件	3,432
土地改良区単独工事 合計	23 件		6,767,420

## ○ 佐久平頭首工の災害復旧状況

令和3年度 佐久平頭首工 左岸側の復旧工事が行われ、低下した河床保護用 8tブロック 66個、河床低下に伴う 魚道延伸 L= 13.4m、取水量調整油圧転倒ゲート 1基の更新が完了しました。

令和4年度は、右岸側 河床保護用 8tブロック 209個の設置等の復旧工事を 11月より初め、令和 5年 3月末にて、全復旧工事が完了となります。



## ○ 土地改良区と賦課金について

土地改良区は、多額の国費等を投入し土地改良施設(用排水路等)を整備するにあたり、整備後の土地改良施設の維持管理等を受益地の所有者・使用収益者(以下 組合員という)で行っていくことに同意し、県知事の認可を受け 設立(組織)された公(非営利)法人の団体です。

賦課金は、土地改良区の運営 及び 土地改良施設の維持管理等(新設・更新・修繕)に必要な財源で、土地改良法の規定により組合員全員に所有農地面積に応じて平等に賦課されています。

## ○ こんなときは、必ず土地改良区に通知が必要です!!

### ◇組合員資格等の変更があったとき

- ◎ 農地の相続、経営委譲
- ◎ 農地の売買、贈与、利用権移動等の所有権異動
- ◎ 組合員の死亡、住所、連絡先、振替口座等の変更

※土地改良法第43条第1項

(組合員の資格得喪の通知義務)により土地改良区へ届出するよう義務付けられています。

法務局や農業委員会等の公的機関で手続きを行っても、直接 土地改良区事務局へ届出がなければ組合員資格や農地情報の変更(台帳等の更生)はされません。

土地改良区に届出がなければ、賦課金は従来の組合員に課されます。速やかに通知をして下さい。

### ◇農地を転用するとき

- ◎ 農地を宅地等に転用する場合
- ◎ 公共用地に売り渡した場合  
(道路・河川・公園・建物等)

※土地改良法第42条第2項

(権利義務の承継及び決裁)により決裁処理が義務付けられています。

農地を転用する場合、決済処理が必要です。土地改良区事務局へご連絡下さい。

この手続きを怠りますと継続して賦課金が賦課されますのでご留意ください。

※ 転用決済金の納付… 農地が転用(地区除外)により減ると、残りの農地は転用農地分の土地改良施設費用等の負担することとなります。そこで、負担の公平を図るため、今後必要となる維持管理費の一部(20年分)と、土地改良区が現在実施している土地改良事業受益者負担金の残額を一括納入していただきます。

## ○ 水路の適正管理を！

用・排水路脇の草を放置すると、水路の通水機能を低下させ、必要水量の通水ができない、少量の降雨で越水被害が発生するほか、米の品質低下につながります。

こまめな草刈りの実施により、水路機能の確保に努めましょう。

※ 刈り取った草は水路へ落とさない・流さないようにしましょう。

※ 除草剤を使用する際の注意事項

◇用・排水路 及び 農地周辺への除草剤使用は、農耕地専用の除草剤を使用しましょう。

非農耕地専用除草剤を使用すると、農薬取締法違反で罰せられる場合があります。

## ○ 節水にご協力を！！

毎年 幹線用水の下流域では梅雨明け後の用水量が不足し 耕作に大変苦慮しています。

全ての組合員が平等に利水できるよう、下記事項にご配慮下さい。

◇こまめな取水管理と、適正量(最低限)の取水。

◇かけ流しはしない。

◇水路敷のこまめな草刈りによる、水路通水機能の確保。

### お問い合わせ先

佐久平土地改良区 事務局

長野県佐久市取出町183 野沢会館2階 TEL : 0267-62-0471